豊島区立富士見台小学校

豊島区立富士見台小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校、学級の児童にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下、「法」という）第１２条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成２５年１０月１１日　文部科学大臣決定)、「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、いじめを絶対に許さない学校風土づくり推進のため、「豊島区立富士見台小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第１　いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

１　いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

２　いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、すべての児童・生徒に、いじめを行ってはならないという行動規範を徹底しなければならない。

３　豊島区立富士見台小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を学校が豊島区教育委員会と連携を図りながら主体的に進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、本学児童の健全育成を図り、いじめのない学校ひいてはいじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

４　いじめの防止に向けた学校の方針

（１）あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

（２）児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

（３）いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

（４）いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

（５）相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校

組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

（６）いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」、「重大事態への対処」の４つの段階に応じたきめ細やかな対応の充実を図る。

（７）いじめを「心のけが」ととらえるインターナショナルセーフスクールの効果的な取組をすべての区立小・中学校が共有し、いじめに対する予防的な対応の充実を図る。

（８）豊島区の地域性を踏まえ、児童・生徒をいじめから守るため、保護者・地域・関係機関との連携を深め、「オール豊島」で問題の解決を図る。また、就学前の幼児に対しても、いじめの萌芽を摘み取ることができるよう、区内の保育園や幼稚園に対して必要な情報の提供に努める。

第２　いじめ防止等のために実施する施策

１　「豊島区立富士見台小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第１３条の規定、及び「豊島区いじめ防止対策推進基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

２　いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成メンバーは、校長・副校長・教務主幹・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。年６回以上の定例会を行い、必要と判断した場合は随時開催する。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、学校運営協議会、ＰＴＡ、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

３　具体的な取組

（１）いじめの未然防止・早期発見に関すること

ア　日頃の児童観察及び心の教育の充実

日頃の学校生活でのからかい、ひやかし、いさかいなどの観察を行い、いじめの温床となる人間関係の発見に努める。

いじめに関する授業を各学期１回以上行う。

イ　児童会の活性化

「ふれあい月間」を６月・１１月・２月に設定し、児童会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

o いじめゼロ宣言、あいさつ運動、ありがとうカード等

ウ　学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

o 年度当初に、富士見台スタンダードの確認を行い、全職員で共有化する。

エ　校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

o いじめ防止委員会を中心に年３回以上の校内研修会を行う。

オ　スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童のケアができるようにする。

o ５、６年生を対象に、全児童面談を１学期中に行う。

無気力・家庭内トラブル・友人関係など複雑性の高い不登校児童に対してソーシャルワーカーと連携を取りながら問題解決にあたる。

カ　児童の自己肯定感、有用感の高揚

すべての児童に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童一人一人に自信をもたせる。

キ　保護者・地域への意識啓発、情報収集

〇保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

o 保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

o 学校方針の周知

・校長から、いじめについての文章を児童向け及び保護者向けに配布し、教職員と同じ共通理解を学校全体でもつ。

・いじめに対する学校の組織及び解決に向けた取組を公開する。

〇地域からの情報収集

・スキップ、区民ひろば、民生委員、PTA 役員、子供家庭センターと定期的に情報交換の場を設定するとともに、児童観察等で気づいたことがあった場合に即情報提供を受けることができる体制を構築する。

ク　いじめ相談窓口の拡大

〇学校内にいじめ相談箱を設置する。

＊設置におけるルール

・名称は「トークポスト」校長室前廊下に常時設置。

・鍵のついた箱で管理し開封は、校長及び副校長が毎日開封する。（不在時は、教務主幹または生活指導主任に委託する。）

・記入用紙を準備するが、形式は問わない。

・見回り時に、相談箱周辺も見回る。何度も目撃する児童や、不安定な児童がいたら話しかける。様子を担任及び集約担当、または生活指導主任、管理職に報告。

・投函された物は、年度内校長により保管。重要案件については、児童卒業まで保管。

・投函された事案に関しての解決に向けて、いじめ防止対策委員会で対応を協議する。

・投函用紙を学期始めに全児童に配布する。「トークポスト」前には常時投函用紙を準備する。

ケ　面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

・全学級６月、１１月、２月の年３回行う。

コ　いじめアンケートの実施

o 実施方法

・６月、１１月、２月に行う。記名式。低学年は保護者と一緒に記入。封筒に入れ担任に提出する。

・いじめと思われる事案については、個別面談やスクールカウンセラーによる面接。聞き取りの際には、内容をアンケート用紙の裏面に赤で記入する。

・アンケート用紙は全て３年間保存。いじめと思われる案件が記入されているアンケート用紙は対象児童が卒業するまで保存をする。

サ　休み時間動向調査

o 実施方法

・６月に実施する。記名式。低学年は担任の聞き取り調査での代用も可。

・一週間、休み時間にどこで、だれと、何をしていたか追跡調査する。

・一人でいた児童には事情を担任やスクールカウンセラー等が聞く。

・理由が明確でない児童情報は、生活指導主任に報告。いじめ防止対策委員会で対応を協議。

シ　心理検査「ｉチェック」の実施

〇実施方法

・児童・生徒の学校生活に対する意欲や学級への満足度、対人関係に関する状況を把握・分担し、いじめの未然防止に役立てる。

・６月と１１月の年２回、３・４・５・６年生で実施。

・結果をもとに、年に２回研修会を行う。

ス　豊島区立教育センター等の保護者への周知

豊島区立教育センターやスクールカウンセラーを年度初めにすべての保護者に紹介する。

（２）いじめの早期対応

ア　把握した情報に基づく対応方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、学校全体で対応方針を共有して対応にあたる。

イ　学校いじめ防止対策委員会を核とした役割分担の明確化

学校いじめ防止対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童・生徒への支援、加害の児童・生徒への指導、周囲の児童・生徒へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。

ウ　児童・生徒の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

いじめの被害にあった児童・生徒の安全を確保するため、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声掛けや、朝会等を利用した情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、い

じめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童・生徒やその保護者のケアを行う。

エ　加害の児童・生徒に対する組織的・継続的な観察・指導・教育相談等

加害の児童・生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、学校いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の児童・生徒の保護者にもいじめをやめさせるよう指導・教育相談を行う。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーを活用して、加害の児童・生徒への指導の充実を図る。なお、加害の児童・生徒の保護者が、自分の児童・生徒の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童・生徒の保護者への助言を行う。

オ　いじめを伝えた児童・生徒の安全の確保

いじめを伝えた児童・生徒を守り通すことを学校全体で共通理解し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた児童・生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

カ　教育委員会への報告と教育委員会による支援

早期に教育委員会へ報告し、情報を共有する。教育委員会は、当該情報の内容に応じて、指導主事や豊島区立教育センターの臨床心理士等を派遣し、被害を深刻化させないよう学校を支援する。

キ　いじめ対応サポート班を通じた警察・児童相談所等との連携・協力

暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校サポートチームを通じて、警察や児童相談所等と情報を共有し、対応策を協議する。

ク　いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係の構築を図る。

ケ　ＰＴＡとの連携

ＰＴＡの役員等が被害・加害の児童・生徒の保護者に対して働き掛けることが効果的な場合もあるため、ＰＴＡ役員等に情報提供するなど積極的にＰＴＡと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

コ　地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の児童・生徒のみならず、周囲の児童・生徒も、多くの大人に見守られていることを実感できるように、地域の大人による児童・生徒の登下校時の見守りなど、地域人材を積極的に活用する。

第３　重大事態への対処

１　重大事態の発生と調査

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法第２８条において以下のように示されている。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

二　いじめにより当該学校に在籍する児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

・児童が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間３０日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

（２）重大事態への対処

ア　被害の児童・生徒の保護やケア

被害の児童・生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害の児童・生徒の情報共有を必ず朝、夕２回以上実施する。また、被害の児童・生徒が帰宅した後も、教員が、保護者に電話し様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

イ　教育委員会への報告と連携

重大事態の発生等について教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。また、教育委員会は、いじめについての様々な問題について校長を補佐するため、指導主事等を派遣する。

ウ　家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

家庭訪問等を通じ、被害の児童・生徒の家庭状況の把握に努めるとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の児童・生徒とその家庭を支援する。また、豊島区立教育センターにスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼し、福祉の専門的な観点から児童・生徒や保護者のケアを図る。

エ　柚子の木教室への通級等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害の児童・生徒を柚子の木教室に通級させるほか、被害の児童・生徒の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

オ　別室での学習の実施

被害の児童・生徒が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童・生徒について、被害の児童・生徒が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

カ　警察への相談･通報

被害の児童・生徒に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童・生徒を守るとともに周囲の児童・生徒に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。また、警察への通報等に関する学校の考え方について、年度当初に、保護者会等を通じて保護者との間で共通理解を図る

キ　懲戒や出席停止

加害の児童・生徒への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童・生徒や周囲の児童・生徒の学習が妨げられる場合には、校長による訓告（教育委員会の立会いの下での、加害の児童・生徒及びその保護者に対する校長による厳重注意）等の懲戒を実施する。また、教育委員会は、学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合には、当該の児童・生徒の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

ク　加害の児童・生徒とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、例えば加害の児童・生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて、加害の児童・生徒のケアを行う。また、重大事態に至るケースにおいては､加害の児童･生徒の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラーを活用して保護者のケアを行う。

ケ　スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の児童・生徒の保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用する。あわせて、豊島区立教育センターとの緊密な連携を図る。

コ　児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

深刻ないじめの原因の一つとして、被害の児童・生徒や加害の児童・生徒の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童・生徒に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

サ　いじめ対策緊急保護者会の開催

必要に応じて、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

シ　主任児童委員及び民生児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童・生徒を見守る必要がある。このため、主任児童委員や民生児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童・生徒の見守り、巡回を依頼する。

いじめ対応マニュアル（いじめを把握した時）

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

集約担当

生活指導主任に報告

家庭訪問（被害児童）
・把握した事実の報告，
対応方針説明

・いじめを把握した教員一人で解決しようとしない。
・関係児童の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがないようにする。

校長（副校長）に報告

【いじめ対応サポート班（いじめ防止対策委員+関係担任）】の招集
校長・副校長・教務主幹・生活指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー・関係担任等
※　事実確認の方法と対応方針の決定

関係機関との連携
○豊島区教育委員会
○豊島児童相談所
○目白警察署
○目白警察署
スクールサポーター
○子供支援センター
○都児童相談センター
5937-2314
○都いじめ相談
ホットライン
0120-53-8288

全教員で情報の共有
・事実の報告　・対応方針の共通理解

○ ＰＴＡ会長
○ 学校運営連絡協議会長
○ 青少年委員
○ 民生児童委員
○ 町会長・自治会長　　等

【いじめ対応サポート班】で協議
・事実確認した内容を報告し、全体像を把握
・被害児童及び被害児童への対応協議
・学級指導の内容協議

家庭訪問（被害児童）
・経過報告
・加害児童への
指導内容説明
・心的ケア

全教員で情報の共有
・経過の報告　　・対応策について共通理解

家庭訪問（加害児童）
・事実の報告
・指導内容の説明
・学校と連携しての
支援要請
・SOS への対応

各学級での指導

全教員で今後のいじめ対応についての共通理解

家庭訪問（被害児童）
・経過報告
・学級指導の内容説明
・学校での児童の様子報告
・心的ケア

経　過　観　察

※関係児童への面談の記録を残す。（担任）
※いじめ対応サポート班の協議内容、事案への対応の記録を残す。

○ 学校全体での取り組み

＜　万一事が起こったら、誠意をもって即時対応・即日解決をめざして、組織で対応　＞

			児童にかかわること	保護者にかかわること（学校→ 保護者→ 子ども）
① いじめの未然防止に関すること			・個々の価値観等の理解。世の中にはいろいろな考えをもっている人がいることを理解させる。（道徳・特活・総合） ・学級活動等の時間を活用して、インターネットの危険やモラルについて指導する。 ・「心のノート」等の資料を活用して、道徳教育の充実を図る。 ・正しい判断力を身に付けさせる。（道徳・特活・総合） ・進んで奉仕体験活動に取り組ませる。	・生活の様々な機会を通し善悪の判断力を育成する。 ・自分の物や他人の物を大切に扱うように育てる。 ・携帯電話やインターネットを使うルールづくりを行う。 ・友達の気持ちを踏みにじったり傷つけたりすることの重大さを日頃から子どもに教える。 ・地域での様々な体験を通して、集団の一員としての自覚を育ませる。
② いじめの早期発見に関すること			・児童が集団から離れて一人で行動している時は、声をかけて話を聞く。 ・個人面談やアンケートの実施、休み時間や放課後等を利用して、児童から情報を収集する。 ・いじめ相談電話等、いじめ相談窓口を周知する。 ・上履き・机・椅子・学用品・掲示物等にいたずらがあったら直ぐに対応し、原因を明らかにする。	・子どもとの会話をできるだけ多くする。 ・服装等の汚れや乱れに気を配る。 ・子どもの持ち物に気を配り、無くなったり、増えたりしていないか観察する。 ・悩みは何でも親に相談できるような雰囲気を普段からつくっておく。
③ いじめの早期対応に関すること	1 暴力を伴ういじめの場合	いじめられた側	・本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る　。	・わが子を守り抜く姿勢を見せ、子どもの話に耳を傾け、事実や心情を聞くようにする。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	・事実を確認し、いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、いじめを確実にやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・カウンセラー、教育相談、児童相談所、警察等、関係諸機関と連携をとる。	・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ・被害児童・保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
	2 暴力を伴わない場合	いじめられた側	・本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的被害について的確に把握し、迅速に初期対応をする。 ・休み時間や登下校の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	・わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・カウンセラー、教育相談等、関係諸機関と連携をとる。	・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。 ・被害児童・保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。
	3 行為が見えにくい場合	いじめられた側	・つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめからみんなで守ること」を約束する。 ・本人や周辺からの聞き取りを重視し、精神的なダメージについて的確に把握し、迅速に初期対応する。 ・いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。	・わが子を守り抜く姿勢を子どもに見せるように伝える。 ・いじめの問題解決に向けた学校の方針への理解を求め協力してもらう。
		いじめた側	・いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。 ・いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。 ・カウンセラーと連携をとる。	・学校は、いじめられた子どもを守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ・事実を冷静に確認し、わが子の言い分を十分に聞くようにする。
	直接関係のない者		・傍観することはいじめに荷担することと同じであることを考えさせ、いじめられた児童の苦しみを理解させる。 ・友達の言いなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。	・いじめに気付いた時、傍観者とならず助ける側の態度をとることができるような子どもに育てる。 ・いじめに対する考え方を理解してもらい、どんな場合でもいじめる側や傍観者になってはならないという気持ちを育てるように伝える。

○ 地域・家庭との連携

① 各家庭での取り組み	・自分の子どもに関心をもち、子どものさびしさやストレスに気付くことのできる親になれるよう啓発する。 ・ダメな時は「叱ることのできる親に！」、頑張った時は「褒めることのできる親に！」を合い言葉に、意識させる。 ・父親の存在が大きく影響することを伝え、母親任せにしないで父親も子育てに参加するよう啓発する。 ・携帯電話やパソコンを使うルールを保護者と本人で話し合って決める。
② 地域での取り組み	○子どもたちを「地域の宝」として育てる意識をもち、子どもたちに地域から守られているという安心感をもたせる。 ○子どもたちと顔見知りになるために、子どもたちと出会った時は挨拶や声かけをお願いする。 ○公園や遊び場などで子どもが困っている場面を見かけたら、積極的に声をかけていただく。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい集団 いじめが起こっている集団	□ 朝いつも誰かの机が曲がっている □ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする □ 班にすると机と机の間に隙間がある □ 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子どもがいる □ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある □ 些細なことで冷やかしたりするグループがある □ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている □ 教職員がいないと掃除がきちんとできない □ グループ分けをすると特定の子どもが残る □ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

いじめられている子	日常の行動・表情	□ わざとらしくはしゃいでいる。 □ おどおど、にやにや、にたにたしている。 □ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。 □ 下を向いて視線を合わせようとしない。 □ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。 □ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。 □ 顔色が悪く、元気がない。 □ 遅刻・欠席が多くなる。 □ ときどき涙ぐんでいる。 □ 早退や一人で下校することが増える。
	授業中・休み時間	□ 発言すると友だちから冷やかされる。 □ 班編成の時に孤立しがちである 。 □ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。 □ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。 □ 一人でいることが多い。 □ 教室へいつも遅れて入ってくる。 □ 教職員の近くにいたがる。
	昼食時	□ 好きな物を他の子どもにあげる。 □ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。 □ 他の子どもの机から机を少し離している。 □ 食べ物にいたずらされる。
	清掃時	□ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている。 □ 一人で離れて掃除をしている
	その他	□ トイレ等に個人中傷の落書きが書かれる。 □ 持ち物が壊されたり、隠されたりする。 □ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す。 □ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。 □ けがの状況と本人が言う理由が一致しない。 □ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする。 □ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。 □ 理由もなく成績が突然下がる。 □ 服に靴の跡がついている。 □ 手や足にすり傷やあざがある。

いじめている子	□ 多くのストレスを抱えている。 □ 家や学校で悪者扱いされていると思っている。 □ あからさまに、教職員の機嫌をとる 。 □ 教職員によって態度を変える。 □ グループで行動し、他の子どもに指示を出す。 □ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう。 □ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ。 □ 教職員の指導を素直に受け取れない。 □ 他の子どもに対して威嚇する表情をする。